

＜評価手順＞

1 第1次審査（書面審査）

- （1）提出された企画提案書等について、評価基準書に従い書面審査を実施する。
- （2）第1次審査の結果、上位3者を第2次審査対象者とし、2の第2次審査を行うものとする。

2 第2次審査（ヒアリング）

第2次審査としてヒアリングを行う。ヒアリング後、第1次審査時に採点した企画提案書等の評価点数を見直し、点数の修正を行い、このことをもって2次審査の評価とする。評価の結果、1位となった者を受託候補者とする。

3 順位の決定方法

（1）第1次審査

ア 各評価委員の採点による評価合計点が高い順に、順位点を1位は3点、2位は2点、3位は1点と付け、総順位点（各評価委員の順位点の総合点（21点満点：3点×7名））の上位3者を第2次審査対象者とする。

なお、各評価委員の順位点の付け方について、評価委員の評価合計点（100点満点）が同点になった場合は、同点となった複数の者に同じ順位点を付ける。（第2次審査も同様）

評価委員の順位点の付け方

	例1		例2		例3	
	評価合計点	順位点	評価合計点	順位点	評価合計点	順位点
提案者A	90	3	90	3	90	3
提案者B	90	3	90	3	80	2
提案者C	80	1	90	3	70	1
提案者D	70	0	80	0	70	1
提案者E	60	0	70	0	60	0
提案者F	50	0	60	0	50	0

イ アの総順位点について、上位3位以内に同点がある場合は、次の点が高い者を上位とする。（第2次審査対象者は3者を超えない）

（ア） 総評価合計点（各評価委員の評価合計点の総合点（700点満点：100点×7名））

（イ）（ア）が同点の場合は、評価項目「5 調査」の合計点（210点満点：30点×7名）

（ウ）（イ）が同点の場合は、評価項目「6 現況分析」の合計点（175点満点：25点×7名）

（エ）（ウ）が同点の場合は、提案内容評価委員会で協議して決定

(2) 第2次審査

ア 各評価委員の採点による評価合計点数が高い順に、順位点を1位は3点、2位は2点、3位は1点と付け、総順位点（各評価委員の順位点の総合点（21点満点：3点×7名））が最も高い者を受託候補者とする。

イ アの総順位点の最も高い者が複数いる場合は、次の点が高い者を受託候補者とする。

（ア）総合計点（各評価委員の評価合計点の総合点（700点満点：100点×7名））

（イ）（ア）が同点の場合は、評価項目「5 調査」の合計点（210点満点：30点×7名）

（ウ）（イ）が同点の場合は、評価項目「6 現況分析」の合計点（175点満点：25点×7名）

（エ）（ウ）が同点の場合は、提案内容評価委員会で協議して決定

4 その他

評価基準書の評価項目（2 業務実績～7 水供給のベストミックスの選定）について、評価基準の欄に示す各項目の中で、すべての評価委員が0点と評価した項目が1つでもある提案者は第2次審査対象者又は受託候補者とししない。